

【居住前や認定申請中の住宅改修の取り扱いについて】

下記に該当する方が介護保険の住宅改修を行う場合、住宅改修費の支給がされないことがあります。

（１）転入又は転居前に改修する場合

住宅改修費の支給には、居住していることが要件となります。

予定の変更等で、改修した住宅に居住しないことになった場合は支給されません。

（２）入院中又は施設入所中に改修する場合

住宅改修費の支給には、退院又は施設退所後に、改修した住宅に実際に生活することが要件となります。

結果として、退院・退所できなかった場合は支給されません。

（３）認定申請中に改修する場合

要介護認定を受けている方が支給対象になります。

認定申請中に改修はできますが、認定結果が「非該当」になった場合は支給されません。

《介護保険の住宅改修における事前承諾書》

上記の事項を了承したうえで住宅改修工事を行います。

被保険者名	㊞	被保険者No.	
-------	---	---------	--

（※転入前の場合は申請者名を記入し、被保険者番号は省略となります。）

当てはまる番号に ○ をして、必要事項をご記入下さい。

(1)	転入・転居予定日	年	月	日
	改修予定の住宅の住所			
	改修予定の住宅の所有者名			
	現在居住中の住所			
(2)	退院・退所予定日	年	月	日
	入院・入所施設名			
(3)	認定申請日	年	月	日

事後申請時にご記入下さい	(1) 転入・転居日	年	月	日	
	(2) 退院・退所日	年	月	日	
	(3) 要介護認定日	年	月	日	要介護度 ()